

綾瀬市献血推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、輸血用保存血液の需要を献血により確保するため自主的に献血組織を確立し、もって地域住民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

(市の業務)

第2条 市は、職域、地域等に働きかけ、献血組織の育成助長を図る。

(1) 献血の組織化

ア 工場、事務所関係

工場、事務所については、経営者、厚生担当課労働組合等の協力を得て各工場、事務所ごとに献血の組織化を図る。

イ 官公庁関係

市役所等については、所属長、厚生担当課等の協力を得て、献血の組織化を図る。

ウ 学校関係

学校については、校長、校医、生徒会等の協力を得て献血の組織化を図る。

(2) 採血計画

市の献血年間目標量については、県の定める献血年間目標量により、血液需要の季節的变化を考慮し、不足を生じないように、かつ、過剰採血とならないように月別に採血量を割り振り、実施するものとする。

(3) 献血組織の把握

市は、組織化された団体について組織の名称、所在地、役員名、会員数、その他必要事項を把握し、助長発展に努める。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、昭和53年11月1日から適用する。
- 2 綾瀬町献血推進要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 1 2 月 2 6 日から施行する。